

## 川崎市長特別表彰要綱

平成 23 年 4 月 1 日

23 川市庶第 271 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市長特別表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第 2 条 市長は、市内関係団体及び機関が開催する次の各号に掲げる周年記念式典等において、第 5 条の規定に基づき選定された団体又は個人に表彰状を贈呈する。

- (1) およそ 10 年を区切りとする周年記念式典
- (2) 数年以上の間隔で本市において開催される各市持ち回りの全国大会
- (3) その他特に市長が認める場合

(表彰対象及び基準)

第 3 条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民生活を支援する活動を、継続的に実行している団体又は個人
- (2) 本市に関わる各種事業に対し、経済的支援を継続的に実行している団体又は個人
- (3) 文化、芸術、スポーツなどの分野で活躍している団体又は個人
- (4) その他特に功績が顕著な団体又は個人

2 前項各号の表彰基準は、別表のとおりとする。

(表彰候補者の推薦)

第 4 条 表彰候補者は、次の各号に定める者の推薦による。

- (1) 市内関係団体及び機関
- (2) 各局室区長

2 候補者を推薦しようとする者は、推薦書（別紙様式）を提出しなければならない。

(表彰者の決定)

第 5 条 表彰を受ける者は、前条に規定する団体等の推薦を受けたものとし、かつ第 3 条別表に定める表彰基準を満たす者とする。

(欠格事項等)

第 6 条 次のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反したもの
- (2) 政治的中立性を損なうおそれのあるもの

- (3) 宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (4) 営利を目的としているもの
- (5) 競技会等において主催するものが公共の福祉に反するものと認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の行政運営に関する一般方針に反し、表彰することが不相当と認めるもの  
(庶務)

第7条 表彰に関する庶務は、市民文化局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	表 彰 対 象	表 彰 基 準
(1)	第1項第1号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奉仕活動等により市民生活を支援する活動の実績が顕著であること。</li> <li>・継続的とは、概ね10年以上の期間とする。</li> </ul>
(2)	第1項第2号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附総額は、概ね100万円以上とする。</li> <li>・継続的とは、概ね10年以上の期間とする。</li> </ul>
(3)	第1項第3号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野における全国規模の大会で、原則3位以内の成績を修めた者とする。</li> </ul>
(4)	第1項第4号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に顕著な功績のあった団体又は個人</li> </ul>

様式（第4条関係）

## 川崎市長特別表彰者推薦書

次のとおり被表彰候補者を推薦します。

推 薦 者	団体名、企業等名	
	代表者名	
	担当部署、担当者名	
	連絡先	
	所在地	
被 表 彰 候 補 者	氏名または団体名、 企業等名	年 月 日生（ 歳） ふりがな
	団体及び企業等の 場合の代表者名	ふりがな
	企業等の場合の担 当部署、担当者名	ふりがな
	連絡先（電話番号）	
	住所又は所在地	
推薦理由等 川崎市長特別表彰要綱第3条別表_____に該当		
その他参考事項		

- 1 表彰の理由を明確にするため、要綱第3条別表該当欄（下線部分）は必ず記入してください。
- 2 推薦理由については、具体的に記入してください。
- 3 表彰時の受賞者紹介等を使用するため、受賞者の功績のうち推薦者が最も紹介したい事項について「その他参考事項」欄に簡潔に記入してください。
- 4 被表彰者が過去に表彰を受けたことがある場合は、表彰年度及び表彰内容を「その他参考事項」欄に記入してください。